



2. 営業許可【ライセンス名称、所管省庁・機関、事業関連法(1. 外資規制の4. (2))】

分野	サービス形態	ライセンス・登録要件	所轄省庁(準拠法)	備考・URL
外食	<p>1. レストラン、食堂、野外レストランは、食べ物を中心としたサービスを提供する。飲み物は副次的であり、条件によりサービス料金が異なり、サービスの程度も異なる</p> <p>2. 喫茶店は、飲み物をメインに提供、食べ物は軽食程度。条件によりサービス料金が異なり、サービスの程度も異なる</p> <p><根拠法> レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証事業管理に関する合意(2007年2月26日付)1条に基づく定義</p>	<p><ライセンス名称> レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証 (1年更新)</p> <p><登録要件> 1. 国内外の個人もしくは法人 2. 以下の条件に該当するいかなる個人あるいは法人は事業を許可しない。 モラルがない、精神に問題がある、横領、盗み、虚偽、売春等3か月以上の禁固刑を科せられたことがある、裁判中である。</p>	<p>情報文化観光省</p> <p><準拠法> 「レストラン、食堂、野外レストランおよび喫茶店事業実施許可証事業管理に関する合意(2007年2月26日付)5条」</p> <p>5.1. 資本金10億キープ以上の場合、政府観光局に申請書を提出 5.2. 資本金8億キープ以上10億キープ以下は都・県観光局に申請書を提出(事業実施地がビエンチャン都、サワンナケート県、チャムパーサク県、ルアンパバーン県およびカムムアン県の場合) 5.2.2. 資本金が8億キープ以下の場合、郡観光局へ申請書を提出(事業実施地が上記5県に属する郡である場合) 5.3. 上記5県以外で事業を実施する場合、資本金が4億位キープ以上7億キープ以下の場合、各県の観光課/事務所に申請書を提出 5.3.2. 資本金が4億キープ以下の場合、郡観光課/事務所に申請書を提出</p>	
小売	<p>1. 一般的な商店 2. 契約に基づく形態 3. 代理店 (Agent) 4. 転売店 (Resell) 5. フランチャイズ (Franchise)</p> <p><根拠法> 卸売・小売事業に関する商工大臣合意(2015年5月22日付)6条</p>	<p><ライセンス名称> ライセンスは存在しない</p> <p><登録要件> サービス形態4. 以外は小売り・卸売り事業内容での企業登録が必要</p>	<p>都商工局</p> <p><準拠法> 「外国投資家向け規制事業分野リストに関する通達第1327号(2015年7月13日付)」 「ショッピングセンター、百貨店に関する商工大臣合意1950号(2015年9月22日付)」</p>	
理美容	美容・理容室	<p><ライセンス名称> 許可証(文化)(1年更新)</p> <p><登録要件> 特になし</p>	<p>郡情報文化観光局</p> <p><準拠法> 「国内事業実施に関する首相令(1996年12月19日付)」 「ビエンチャン都における文化保護に関する合意(1997年12月19日)」</p>	
	<p>マッサージ</p> <p>1. 一般的なマッサージ 2. 専門的なマッサージ 3. 伝統的な医療マッサージ</p> <p><根拠> 個人診療所設立申請書(ビエンチャン都保健局で入手)</p>	<p><ライセンス名称> 個人診療所設立許可証(2年更新) ※更新代20万キープ</p> <p><登録要件> 1. マッサージの学校を卒業(3年間) 2. 実務経験7年間(病院等)</p>	<p>都・県保健局治療部</p> <p><準拠法> 「改定観光法38条(2013年8月24日付)」 「治療法(2005年2月9日付)」 「治療事業管理に関する保健大臣合意(2007年1月24日付)」</p>	
学習塾	<p>学習塾の定義に該当する「学校外教育(改正教育法24条)」で提供される授業形態は以下のとおり。</p> <p>1. 固定施設における教育 2. 移動式教育 3. ネットワーク型教育</p> <p><根拠法> 改正教育法(2015年7月16日付)25条</p>	<p><ライセンス名称> センター設立許可証 ※許可証の内容およびその有効期限は、学習塾がそのような施設で、誰を対象として、どのレベルの教育・サービスを提供し、どのような資格を得ることがきるのかなど、学習塾の提供する教育内容を総合的に考慮の上、判断される(教育省確認)。</p> <p><登録要件> 特定の場所で教育実施する場合、教育局による現地審査(賃借物件、建設予定地)に合格する必要がある(都教育局回答)</p>	<p>教育・スポ・ツ省・県教育・スポーツ省</p> <p><準拠法> 「改定教育法(2015年8月28日付)」</p>	
フィットネス・クラブ	<p>1. スポーツ大会等の開催事業 2. スポーツ技術、選手、乗り物、機器、デザインの産出、輸出入およびスポーツインフラの整備 3. スポーツ・エクササイズに関するサービスの提供 (スポーツ・エクササイズ法(2012年8月1日付)65条)</p>	<p><ライセンス名称> スポーツ分野事業活動許可証(1年更新) ※取得および更新に係る最低費用:50万キープ</p> <p><登録要件> 改正スポーツ・エクササイズ法(2012年8月1日付)66条によれば、 1. 国内に事務所があること 2. インフラ、車両、活動に必要な機器が揃っていること 3. 専門性を持った指導者・人材がいること 4. 活動資金があること</p>	<p>都教育・スポーツ省</p> <p><準拠法> 「改正スポーツ・エクササイズ法(2012年8月1日付65条から67条)」</p>	